

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2026年6月29日現在	
～2026年6月28日	2026年6月29日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 第1章 総則 (用語の定義) 第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>1～11 (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	用語	用語の意味	1～11 (略)	(略)	Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 第1章 総則 (用語の定義) 第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>1～11 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>12 ハードウェア又はソフトウェアの更新</u></td><td><u>機能向上、セキュリティ対策又はその他の理由により、ハードウェア本体若しくは付属品の交換、ファームウェアの更新又はソフトウェアの更新を行うこと</u> <u>(注) 当社又は提携事業者は、必要があると認めた場合は、契約者に通知することにより（緊急の場合は契約者に通知することなく）、その提供するハードウェア又はソフトウェアの更新を行うことができるものとします。</u></td></tr></table>	用語	用語の意味	1～11 (略)	(略)	<u>12 ハードウェア又はソフトウェアの更新</u>	<u>機能向上、セキュリティ対策又はその他の理由により、ハードウェア本体若しくは付属品の交換、ファームウェアの更新又はソフトウェアの更新を行うこと</u> <u>(注) 当社又は提携事業者は、必要があると認めた場合は、契約者に通知することにより（緊急の場合は契約者に通知することなく）、その提供するハードウェア又はソフトウェアの更新を行うことができるものとします。</u>
用語	用語の意味										
1～11 (略)	(略)										
用語	用語の意味										
1～11 (略)	(略)										
<u>12 ハードウェア又はソフトウェアの更新</u>	<u>機能向上、セキュリティ対策又はその他の理由により、ハードウェア本体若しくは付属品の交換、ファームウェアの更新又はソフトウェアの更新を行うこと</u> <u>(注) 当社又は提携事業者は、必要があると認めた場合は、契約者に通知することにより（緊急の場合は契約者に通知することなく）、その提供するハードウェア又はソフトウェアの更新を行うことができるものとします。</u>										
第3章 利用中止等 (利用中止) 第16条 当社は、次の場合には、SDPFサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。 (1)～(2) (略) <u>(3)～(7)</u> (略) <u>(8) 前7号</u>に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。 2 (略)	第3章 利用中止等 (利用中止) 第16条 当社は、次の場合には、SDPFサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。 (1)～(2) (略) <u>(3) 当社又は提携事業者が計画的に又は緊急でハードウェア又はソフトウェアの更新を行うとき。</u> <u>(4)～(8)</u> (略) <u>(9) 前8号</u>に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。 2 (略) <u>3 前項に規定するほか、当社は、ハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的にハードウェア又はソフトウェアの更新を行うときは、前項の通知を省略することがあります。</u>										

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2026年6月29日現在	
～2026年6月28日	2026年6月29日～
(利用停止) 第17条 (略) 2 当社は、前項の規定によりSDPFサービスの一部又は全部の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。	(利用停止) 第17条 (略) 2 前項に規定するほか、当社は、当社又は提携事業者によるハードウェア又はソフトウェアの更新において、契約者への連絡がとれない又は契約者の協力が得られない等の理由によりその更新ができない場合であって、その更新未完了の状態を放置することが当社のSDPFサービスの円滑な提供に支障となると認めるときは、そのSDPFサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。 3 当社は、前2項の規定によりSDPFサービスの一部又は全部の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
第8章 雑則 (契約者の義務) 第32条 契約者は、次のことを守っていただきます。 (1)～(20) (略) (21)～(24) (略) 2～13 (略)	第8章 雑則 (契約者の義務) 第32条 契約者は、次のことを守っていただきます。 (1)～(20) (略) (21) 当社又は提携事業者がハードウェア又はソフトウェアの更新を行うにあたり契約者の協力が必要な場合において、これを妨害し、又は拒んだりしないこと。 (22) 契約者が管理すべきハードウェア又はソフトウェアについて、セキュリティ対策上必要なハードウェア又はソフトウェアの更新を怠らないこと。 (23)～(26) (略) 2～13 (略)
	附則（令和8年6月24日 CNS1サ第000400017850-01号） この改正規定は、令和8年6月29日から実施します。